

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆医療費などの還付金詐欺に注意！
- ◆ガスの小売全面自由化が始まります！
- ◆通信販売の定期購入に注意！
- ◆家族で話し合おう！インターネット利用のルール作り



2017

3 March  
月号

第84号

## 医療費などの還付金詐欺に注意！

平成28年の還付金詐欺の被害額は、宮城県で約4,361万円（44件）でした。宮城県では前年よりも被害額・件数とも減少していますが、全国的には3,682件と、認知件数が1.5倍にも増えています。宮城県でも今後、還付金詐欺が増加するかもしれません！

### 事例



市役所職員を名乗って電話があり、「医療費を還付する案内のはがきを送っているが、届いていないか」と言われた。「届いていない」と答えると、「3年分の医療費の還付金がある。今日中に手続きをしないと還付できない。市役所の敷地内にあるATMに行ってほしい。携帯電話で手続き方法を教える」と言われた。ATMから連絡し、指示されるままにATMを操作したが、出てきた明細を見ると、約100万円を振り込んだことになっていた。

## 被害に遭わないためのポイント

- この手口は、電話で役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、事例のように役所や県庁、スーパーやコンビニなどのATMに誘導します。
- **還付金の手続きでATMの操作を指示することは絶対にありません！**  
「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMに行くように」と言われたら、還付金等詐欺です。
- このような電話があったら、相手の説明を疑い、すぐに警察（警察相談専用電話 #9110）やお住まいの地域の消費生活相談窓口（消費者ホットライン 188）にご相談ください。



# ガスの小売全面自由化が始まります！

平成29年4月1日より、ガスの小売全面自由化が始まります。

これまで、都市ガスの契約は地域ごとに特定の事業者としか契約できませんでしたが、自由化により様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。

契約を結ぶときは、正確な情報を収集し、説明をよく理解してから契約するようにしましょう。すでに自由化されている電力の小売自由化に関する相談を参考に、想定事例を掲載します。

## 事例1 ガス機器の交換が必要？！

大手ガス会社の関連会社と名乗る人から電話があり、「ガスの自由化に伴い、ガス機器の交換が必要」と言われた。



ガスの小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。ガスの小売全面自由化に便乗したガス機器等の販売が行われています。必要性を十分に検討して判断しましょう。また、上記のような機器の契約は、訪問販売・電話勧誘販売の場合、契約書面を受領した日から起算して8日以内であればクーリング・オフができます。

## 事例2 ガス自由化で個人情報を知られた？！

ガス会社のサービス代理店を名乗る人からガス自由化に関する電話だといって、何に使うかの説明もないまま、使用しているガス料金や使用量を聞かれた。



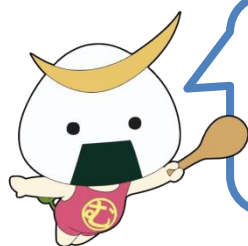
電気の小売全面自由化では、大手電気会社の名前を騙り、消費者の個人情報を取得するという事案が発生しており、ガスの小売全面自由化でも同様の事案が発生するかもしれません。不審に思った場合にはその場で安易に個人情報を伝えず、社名や担当者名、連絡先等を確認し、ガス会社にそれを伝えた上で本当に代理店かどうか確認しましょう。

## 事例3 解約違約金を請求された！

新しい事業者とガスの契約をしたが、実際に使ってみると、前のガス事業者のときよりもガス料金が高くなったので解約を申し出た。解約は無料でできると思ったら、違約金を請求されてしまった。



ガスの小売全面自由化が始まると、新たなガス小売事業者、新たなメニューによるガスの供給が行われ、自由化前と異なり、様々な料金メニューが提供されることが予想されます。このため、新たな契約の際、供給条件を十分に確認していないと、供給開始後に、違約金条項が含まれていたことが判明したなど、思っていた契約内容と違うといった状況が生じることがあります。ガス小売事業者からしっかりと契約内容について確認し、納得した上で契約することが重要です。



その他、ガスの小売全面自由化に関し、不明なことがあるときは、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）またはお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

## 通信販売の定期購入に注意！

ホームページやSNSで、いつでもどこでも気軽にショッピングが楽しめる通信販売ですが、「お試し」「1回だけ」のつもりで注文した商品が実は定期購入だった、というトラブルが後を絶ちません。

### こんな相談が寄せられています



SNSのネット広告を見て、「お試し価格500円」というダイエットサプリを1回限りだと思い注文した。翌月、同じ商品がまた届き、しかも8,000円の請求書が同封されていた。驚いて電話でキャンセルを申し出たが、「初回のみ500円で、5回定期購入コースを注文している。6回目以降でないと解約はできない。」と言われた。ネット広告をよく見ると、小さな字でそのような記載があった。

### ★アドバイス★

- 通信販売で、広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。
- 通信販売には、クーリング・オフがありません！販売業者が返品の条件を設けている場合はそれに従うことになります。
- 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の条件、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



## 家族で話し合おう！インターネット利用のルール作り

お子さんが春から進学し、スマートフォンを新しく買ってあげる、というご家庭が多いのではないのでしょうか？インターネット上での犯罪・トラブルを防止するには、家族で話し合ってルールを作ることが大切です。また、ルール作りをきっかけに家族とスマートフォン等の利用についてコミュニケーションをとる習慣をつけることも重要です。

- 使用する時間・場所に関するルール
  - 夜〇時以降は使用しない
  - 寝室に持ち込まない
  - 勉強や食事のときは使用しない
- インターネットの利用に関するルール
  - ネットで知り合った人と会わない、連絡しない
  - 知らない人からのメールは開かない
  - 個人情報・誹謗中傷は書き込まない
  - 課金やネットショッピングを勝手にしない
  - 困ったことがあったら必ず相談する
- ルールを守れなかったときのルール
  - 一時、使用を禁止し、使い方やルールについてもう一度話し合う

### ルール例

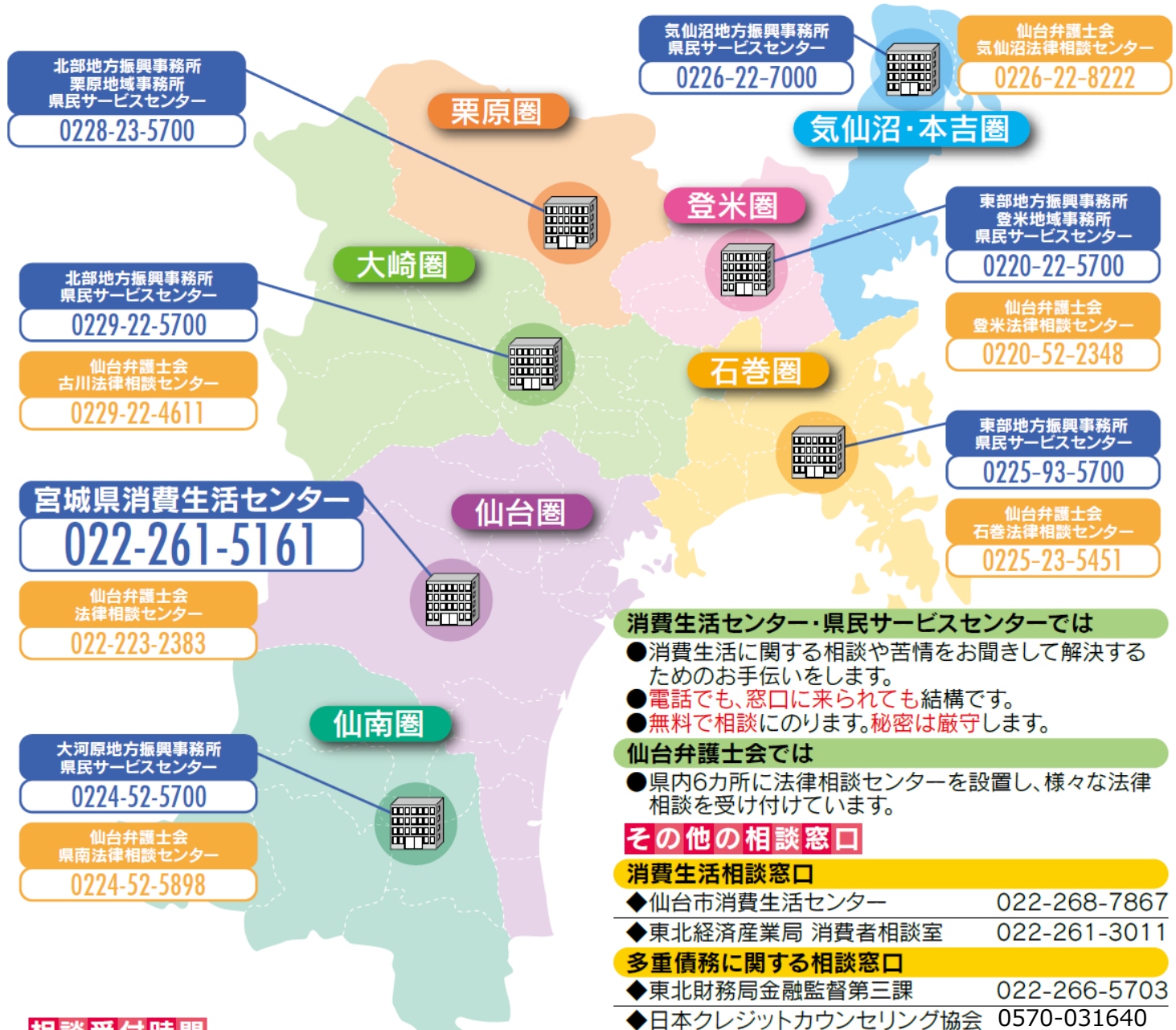
**フィルタリング**は、有害サイトや悪質なメールをブロックすることができ、犯罪・トラブル事例の多くを防ぐことができます。お子さんにスマートフォン等を使用させる場合は、必ずフィルタリングを利用しましょう。



困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
  - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
  - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
  - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）